

令和 4 年度第 18 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 月 20 日

担当部・課：河北総合支所地域振興課〔内線 224〕

① 件 名					
道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の見直しについて					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
<p>【背景】</p> <p>石巻市市税条例の改正に伴い令和 5 年 4 月 1 日から入湯税の税率等が改正されることから、石巻市道の駅「上品の郷」の指定管理者より、温泉保養施設利用料金の見直しについて石巻市道の駅「上品の郷」条例第 10 条第 2 項及び石巻市道の駅「上品の郷」の管理に関する協定書第 27 条第 2 項により協議があった。</p> <p>【目的】</p> <p>道の駅「上品の郷」の温泉保養施設利用料金の見直しにより、指定管理者による入湯税の徴収、納入業務等の適正化を図る。</p>					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市道の駅「上品の郷」条例（平成 17 年条例第 242 号）  石巻市市税条例（平成 17 年条例第 55 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
令和 3 年 9 月 石巻市市税条例の一部改正 令和 4 年 10 月 指定管理者から温泉保養施設の利用料金に関する協議					
⑤ 主な内容					
1 改定内容					
下表のとおり石巻市道の駅「上品の郷」の温泉保養施設利用料金を改定する。					
		区 分	条例及び協定 に規定する料金 (上限額)	現行料金	改 定 案
入 浴	平日	一 般	780円	600円	650円
		小・中学生	330円	300円	300円
	休日	一 般	780円	750円	780円
		小・中学生	330円	300円	300円
入浴割引回数券 (11回券)	一般	7,800円	6,000円	6,500円	
2 適用開始日 令和 5 年 4 月 1 日					

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻市道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の見直しにより、指定管理者による入湯税の徴収、納入業務等の適正化が図られる。

【市財政への負担】

入湯税額 令和4年度見込み額 6,048千円  
令和5年度見込み額 12,602千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年 1月～ 道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の見直しについて周知  
4月 道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の見直し

⑨ その他

【参考】

入湯税の税率等の改正内容

(1) 入湯税の税率

区分	改正前	改正後
入湯税率 (日帰り)	50円	100円

(2) 入湯税の課税免除

区分	改正前	改正後
入湯税 課税免除者	年齢12歳 未満の者	義務教育終了前の者
		入湯税額未満の日帰り入浴者※

※災害時等に施設を無料開放した際に、手続きを経ずに課税免除の取り扱いを可能とするもの。

(3) 適用開始日

令和5年4月1日